

事業報告等と
有価証券報告書の
一体開示・一体的開示 FAQ
(制度編)

2021年1月

2026年5月更新

経済産業省

1.	一体的開示と一体開示に関する FAQ	4
1.1.	一体的開示とは	4
1.2.	一体的開示と現行実務の関係	5
1.3.	現行法制下での一体開示	6
1.4.	日本の上場企業の制度開示の概要	7
1.5.	一体的開示のメリット	10
1.6.	一体開示のメリット	10
1.7.	一体開示の課題	12
1.8.	開示一本化	15
2.	一体開示に関する FAQ.....	16
2.1.	一体開示のひな型、記載例	16
2.2.	一体開示を行う場合の開示スケジュール	17
2.3.	一体開示を行う場合の会計監査人の監査	19
2.4.	一体開示を行う場合の監査役等の監査	20
2.5.	株主総会資料の電子提供制度における一体開示	21
2.6.	一体開示の実施企業	22
2.7.	一体開示のとりやめ	23
3.	参考	24
3.1.	一体的開示に関する関係省庁のこれまでの議論	24
3.2.	関係省庁による環境の整備や取組の状況	25

はじめに

2018年に、内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省(以下「関係省庁」という)は、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」(以下「2018年とりまとめ」という)を公表しました。2018年取りまとめでは、会社法に基づく事業報告及び計算書類(以下「事業報告等¹」)と、金融商品取引法(以下「金商法」という)に基づく有価証券報告書の作成が求められる当時の開示制度を前提とした上で、両方の要請を満たす一体の書類を段階的もしくは同時に開示するという一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策について検討し、その結果を一体的開示の記載例やスケジュール例として公表したものです。

経済産業省では2018年取りまとめの公表後、一体的開示について開示書類作成者である企業や、開示を取り巻く関係者(監査法人、関係機関等)との意見交換を継続的に行ってきました。その際、企業よりご質問が多かった事項をFAQ(「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ(制度編)」)として2021年にまとめました。

本FAQは、初版のFAQの取りまとめ以降、会社法・金商法等において関連する条項の改正が行われると共に、株主総会前に有価証券報告書を提出する企業が増加傾向にあり、また、一体開示に向けて株主総会の基準日を変更した旨を適時開示する会社も見受けられる等、開示実務及び環境が変容していることから、これらの状況等を勘案したうえ、法務省・金融庁等の各関係機関にもご協力いただき更新したものです。

本FAQが、企業が開示書類作成の効率性・合理性を高める選択肢の一つとして一体開示及び一体的開示について、取り組んでみようと思う企業のご参考になれば幸いです。

法令

本FAQにおける、法令等の略称は以下の通り

略称	正式名称
計算規則	会社計算規則
施行規則	会社法施行規則
会社法改正法	会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)
金商法	金融商品取引法
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

¹ 本FAQでは事業報告と計算書類をあわせて「事業報告等」としています。また、連結計算書類を作成している会社においては、連結計算書類も「事業報告等」に含みます。
会社法における計算書類とは貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表をいい(会社法435条2項、計算規則59条1項)、連結計算書類とは、①連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、②「国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則」に従って作成されるもの、③「修正国際基準で作成する連結計算書類に関する特則」に従って作成されるもの及び④「米国基準で作成する連結計算書類に関する特則」に従って作成されるものを含まず(会社法444条1項、計算規則61条、計算規則120条、計算規則120条の2、計算規則120条の3)。

略称	正式名称
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
監査証明府令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
上場規程	有価証券上場規程(東京証券取引所)
後発事象会計基準	後発事象に関する会計基準 企業会計基準第41号
後発事象適用指針	後発事象に関する会計基準の適用指針 企業会計基準適用指針第35号
後発事象会計基準等	「後発事象に関する会計基準 企業会計基準第41号」及び「後発事象に関する会計基準の適用指針 企業会計基準適用指針第35号」

1. 一体的開示と一体開示に関するFAQ

1.1. 一体的開示とは

Q: 一体的開示とは、どのような開示ですか？

A: 上場会社では、会社法に基づく事業報告及び計算書類(以下「事業報告等²」)と金融商品取引法(以下「金商法」)に基づく有価証券報告書という二つの開示書類を開示する必要があります。両開示書類は法の開示目的が異なるため、両制度間の規定ぶりの違いやひな形の相違等により、記載内容の重複や類似記載項目の用語等の違いが生じています。

「一体的開示」とは、

- 一体の書類として、又は
- 別個の書類として、段階的に、もしくは、同時に

開示書類間の重複や微妙な違いを共通化することを言い、一体的開示により、開示書類作成の効率性・合理性を高めることが可能です。³

【解説】

開示書類 \ 開示時期		開示時期	
		段階的に(別々に)開示 ①	同時に開示②
開示書類	別々に作成 A	A①	A②
	一体の書類として作成 B	B①	B②

┌───────────┐
│ 一体的開示 │
└───────────┘

一体的開示の「一体的」には、開示書類の記載の共通化と、開示を同時に行うという二つの「一体化」の考え方が含まれています。会社法と金商法の両方の規定を満たす記載の共通化を行った上で、開示書類の作成方法や開示時期により、上記の A①、A②、B①、B②の組み合わせが考えられます。

² 本 FAQ における「事業報告等」の定義については、脚注 1 をご確認ください

³ 出所「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2017 年 12 月 28 日)

1.2. 一体的開示と現行実務の関係

Q: 一体的開示のうち、会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書を一体の書類として同時に開示を行う方法(【解説】図表B②の方法)は、現行の開示実務と開示時期、及び開示書類の作成方法が異なります。一体的開示と現行実務の関係を教えてください。

A: 「一体的開示」とは、法定開示書類の作成にあたり、企業が開示書類間の重複や微妙な違いの共通化・合理化をどこまで行うか、開示を同時に行うか否かについての考え方であり、企業が可能な範囲で必要に応じて自ら決定することができます。

会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書を一体の書類として、同時に開示を行う B②の方法は、事業報告等と有価証券報告書が一つの書類として一体化することであり、一体的開示の最終形になります。

本 FAQ ではこれを「一体開示」と称し、他の「一体的開示」と区別しています。

【解説】

開示書類 \ 開示時期		開示時期	
		段階的に(別々に)開示 ①	同時に開示②
開示書類	別々に作成 A	A①	A②
	一体の書類として作成 B	B①	B②

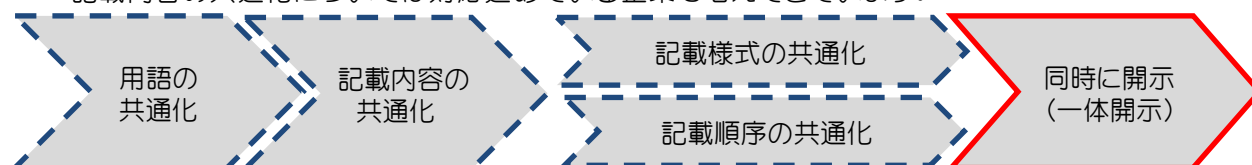
図表の注釈: 図表の右側には「一体的開示」と「一体開示」のラベルがあり、それぞれ青い点線枠と赤い実線枠で囲まれています。また、赤い線が「一体開示」のラベルから図表内の B② セルへと伸びています。

一体的開示の「一体的」には、開示書類の記載の共通化と、開示を同時に行うという二つの「一体化」の考え方が含まれています。会社法と金商法の両方の規定を満たす記載の共通化を行った上で、開示書類の作成方法や開示時期により、上記の A①、A②、B①、B②の組み合わせが考えられます。

現行の実務を、上記表の分類に当てはめると、A①の区分になります。

■一体的開示の取組 段階的な進め方(イメージ図)

一体的開示に取組む場合、下記のような段階的な進め方が効率的ですが、具体的な取組方針は企業が任意で選択可能です。なお、すでに事業報告等と有価証券報告書における用語の共通化や記載内容の共通化については対応進めている企業も増えてきています。



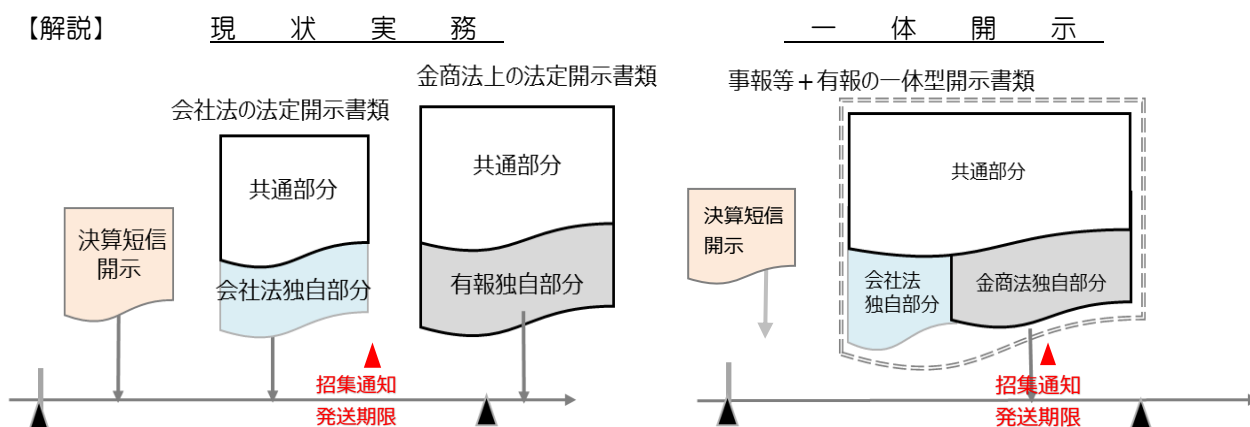
1.3. 現行法制下での一体開示

Q: 現行法制下でも一体開示は可能ですか？

A: 可能です。

制度上は、会社法と金商法の両方の要請を満たす書類(以下「一体書類」という)を作成して、事業報告等として株主へ提供するとともに、株主総会に報告し、また、有価証券報告書として提出する一体開示を行うことができます。その場合、開示書類には金商法及び会社法に基づいて作成されている旨が記載される必要があり、「有価証券報告書兼事業報告書」という書類名にすることなどが考えられます。

【解説】



日本の上場企業は、会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書という二つの法定開示書類と、証券取引所の上場規程で要請される決算短信と、あわせて三つの制度開示書類を作成し別々に提出しています。

会社法と金商法というそれぞれの法律で開示のルールが定められていることから、二つの開示書類を作成する実務につながっていますが、現行法制下でも会社法と金商法の両方の要請を満たしている一体書類(上記図の□)を作成し開示することは可能です。

一体書類は、事業報告等でもあるため、遅くとも定時株主総会の3週間前までに、電子提供措置をとる必要があります。一体開示を行う場合は、EDINET特例を利用することで効率的に開示することが出来ると考えられます。(詳細はFAQ2.5をご参照ください。)

一体開示を行った場合の開示スケジュールについては、FAQ2.2をご参照ください。

1.4. 日本の上場企業の制度開示の概要

Q: 日本では、事業報告等と有価証券報告書をそれぞれ別に作成し、開示していますが、海外ではどのような開示制度になっていますか。

A: 日本の上場企業は、会社法と金商法という二つの法律に基づき、それぞれ年度開示書類の作成が要請されます。加えて、上場企業は証券取引所の上場規程に基づく決算短信の開示も要請されます。あわせて三つの制度開示が行われています。

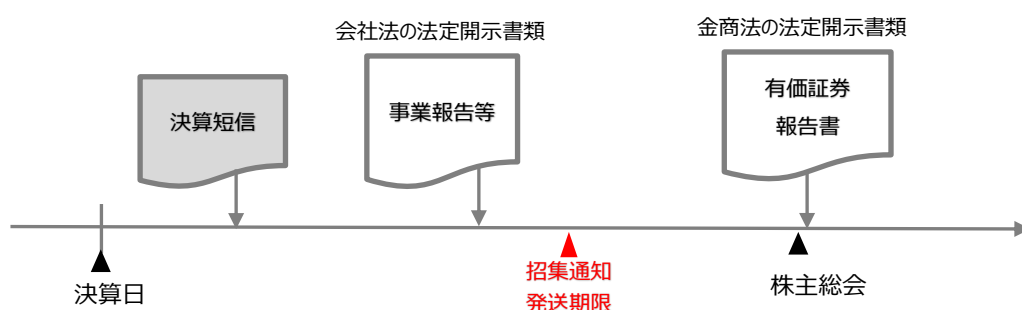
また、金商法では半期の開示(半期報告書)、取引所上場規程では四半期ごとの開示(四半期決算短信)も要請されています。

諸外国と日本の法定開示を比べると、以下のような違いがみられます。

- 決算日末から株主総会日までの期間が、日本より長い⁴。
- 日本の会社法と金商法が要請する開示に相当する内容を一つの開示書類として作成し、法律に基づき株主総会の1カ月以上前に開示している企業が多い。
- 諸外国では、開示ルールを定める法律が複数ある場合でも、開示書類は一体のものとして作成されることが多い。
- 年度開示書類に対する外部監査人による監査は、米国では証券取引所法、英国・ドイツ・フランスでは会社法制により、外部監査人により監査が要請される。一方、日本では、外部監査人による監査は、会社法と金商法に基づきそれぞれ要請されており、実務においてはそれぞれの監査報告書が異なるタイミングで発行されている。
- 会社法に基づく監査報告書日後、金商法に基づく監査報告書日までに発生している修正後発事象の取り扱いといった日本固有の取り扱いがある。

詳細は、本 FAQ 図表「日米欧の株主総会・企業情報開示のスケジュール(イメージ)」をご参照ください

【解説】 日本の上場企業の制度開示の一般的なスケジュール



⁴ 諸外国では法律により我が国より短い権利行使期間が定められている点や、配当基準日と議決権行使基準日が切り離されている点が背景にあると考えられます。

日本の上場企業の年度開示は、会社法に基づく事業報告等と金商法に基づく有価証券報告書という二つの法定開示書類の作成が要請されています⁵。さらに、上場企業は証券取引所の上場規程に基づく決算短信の開示も要請されており、あわせて三つの制度開示が行われています。時系列でみると、決算短信は決算日後45日以内をめどに開示、事業報告等は遅くとも株主総会の3週間前までに電子提供措置をとる必要があります。有価証券報告書は、決算日後3カ月以内に提出することが求められ、実務上、多くは定時株主総会数日前又は定時株主総会開催後同日に提出されています⁶。法定開示書類は、会社法と金商法に基づく監査がそれぞれ要請されます。

開示制度は、株主及び会社債権者への情報提供(会社法)、株主・投資家への十分な情報開示の確保(金商法)、投資家に対する財務情報を中心とした速報値としての情報提供(証券取引所上場規程)という、それぞれ法律・制度の目的に対応すべく構築されたものであり、開示の実務も制度上の要請に各開示書類が対応する形で定着してきたものです。

■ 制度開示書類の開示

開示書類	決算短信	事業報告等	有価証券報告書
根拠法	証券取引所上場規程 (取引所規則)	会社法(法定)	金商法(法定)
提出期限・ 提出先	決算日から45日以内 をめどに証券取引所 へ提出	遅くとも株主総会の3週間前ま でにインターネット上のウェブサ イトにアップロード	決算日から3カ月以内 に内閣総理大臣(財務局 長)へ EDINET で提出
開示方法	TD net で開示	上場会社は、電子提供措置をと ることを要する反面、書面での提 供は不要 ⁷ 開示府令上、事業報告等は有価 証券報告書の添付書類とされて いるため金融庁所管の EDINET で も開示 ⁸	EDINET で開示

⁵ 会社法 435 条 2 項等、金商法 24 項 1 項

⁶ 金融庁公表資料「総会前開示の状況(令和7年3月期)

(https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji_202503.pdf)」によると、令和7年3月28日付の加藤前金融担当大臣からの要請を受け、有価証券報告書の定時株主総会前の開示を行った3月期決算会社は全体の57.7%となりました(令和7年10月現在)。

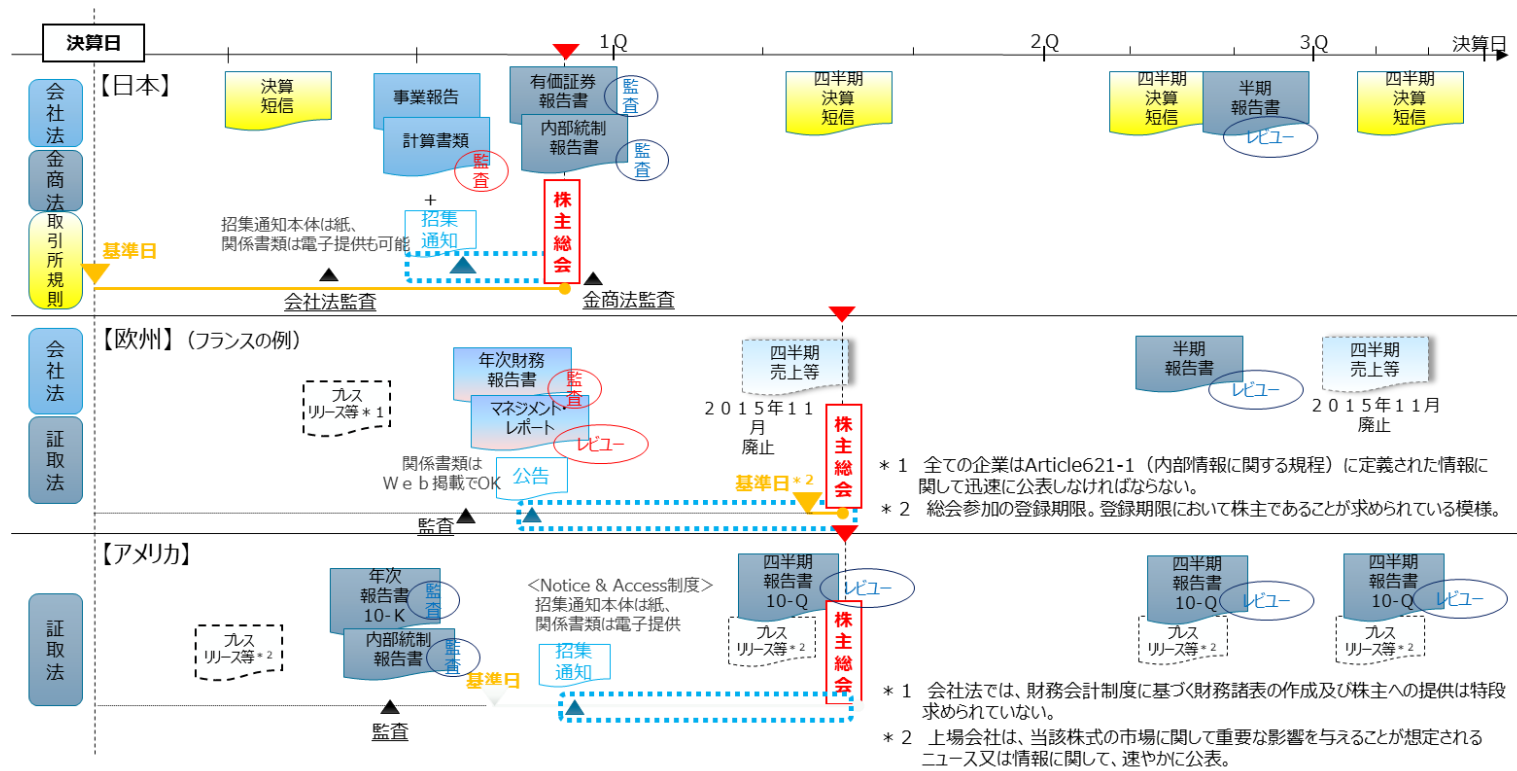
⁷ 会社法第325条の3第1項5号~7号、第325条の4第3項

⁸ 開示府令第17条第1項第1号ロ

■諸外国の法定開示と日本の法定開示を比べると、以下のような違いがみられます。

- ・ 決算日末から株主総会日までの期間が、日本より長い⁹。
- ・ 日本の会社法と金商法が要請する開示に相当する内容を一つの開示書類として作成し、法律に基づき株主総会の1か月以上前に開示している企業が多い。
- ・ 年度開示書類に対する監査は、米国では証券取引所法、英国・ドイツ・フランスでは会社法制により、外部監査人により行われる。

日米欧の株主総会・企業情報開示のスケジュール(イメージ) (出所:「企業情報開示のあり方に関する懇談会」経済産業省2024年5月事務局資料を更新)



⁹ 脚注 3 参照

1.5. 一体的開示のメリット

Q: 一体的開示を行うメリットを教えてください。

A: 一体的開示により、事業報告等と有価証券報告書の開示書類間の重複や微妙な違いを共通化することで、開示書類作成の効率性・合理性を高めることが可能になります。これにより、開示書類作成者である企業の負担が軽減されるとともに、株主・投資家などの開示書類利用者にとっても、記載内容が共通化されることで、より分かりやすい開示が可能になります。

1.6. 一体開示のメリット

Q: 事業報告等と有価証券報告書を一体の書類として作成する、一体開示を行うメリットを教えてください。

A: 開示書類作成の効率化、合理化により、非財務情報の充実等のより質の高い開示に人材と時間を活用することが可能になり、企業の中長期的な成長に向けた投資家との対話が充実することが期待されます。

開示書類作成者の企業のメリットとして下記1,2が、作成企業と開示書類利用者のメリットとして3,4があると考えます。

1. 開示書類の一体化による作成作業の効率化・合理化
 - ① 事業報告等から有価証券報告書への転記や整合性の確認作業を合理化するとともに、一連の社内の(部門間)での調整を削減することが可能になります。
 - ② 開示書類作成のトータルの作業工数・時間が削減されます。
 - ③ 会社法と金商法の開示書類の監査を、同時期に受けることが可能になります。

④ 後発事象の開示¹⁰の要否の検討が一回で済むとともに、日本固有の後発事象の取扱いの問題¹²が解消されます。

2. 開示書類作成期間の短縮化

開示書類作成や監査対応に係る期間が短くなることにより、従来有価証券報告書の作成・監査対応に充てていた時間を他の作業に充てることが可能になります。

これにより、株主との対話により多くの期間を割くことが可能になります。

3. 有価証券報告書の株主総会前の開示

定時株主総会前に有価証券報告書相当部分を含んだより詳細な情報を株主・投資家に提供することが可能になります。

4. 開示の分かり易さの向上

日本特有の二つの法定開示書類が一体化されることで、一度に必要な情報がまとめて入手することができ、より利便性が高まるとともに、海外の投資家から見た分かり易さ(諸外国の法定開示制度との比較において)が向上¹⁴します。

■ 一体書類のポイント

- ・ 株主総会提出の事業報告等としても、有価証券報告書としても使用可能です。
- ・ 一体書類は事業報告等でもあるため、遅くとも定時株主総会の3週間前までに電子提供措置をとる必要があります。
- ・ 現行法制下で一体書類を作成する場合、有価証券報告書の記載を基礎に、事業報告等に特有の項目を追

¹⁰ 後発事象とは、決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日までに発生した事象をいいます。後発事象には、決算日後に発生した事象ではあるものの、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断又は見積りをする上で、追加的又はより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない修正後発事象と、決算日後において発生し、当期の財務諸表には影響を及ぼさないものの、翌期以降の財務諸表に影響を及ぼす開示後発事象に区分されます。(後発事象会計基準第4項~6項)

¹¹ 2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からは後発事象会計基準等が適用されます。後発事象会計基準等において、後発事象の評価期間の末日は、原則として、財務諸表の公表の承認日とされています(後発事象会計基準第7項)。ただし、会計監査人設置会社において会計監査人により監査される計算書類及び附属明細書又は連結計算書類に関する後発事象の評価期間の末日は、企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日とされています(後発事象適用指針第4項)。

¹² 日本では、外部監査人による監査は、会社法と金商法に基づきそれぞれ要請されており、実務においてはそれぞれの監査報告書が異なるタイミングで発行されています。二つの監査報告書の日付が異なることから、諸外国の年次報告書にはない日本固有の後発事象の取扱いが生じています。

本来、会社法の計算書類(連結計算書類も同様)でも金商法の財務諸表(連結財務諸表も同様)でも、修正後発事象であれば当該事業年度の財務諸表を修正する必要がありますが、修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、金商法に基づいて作成される財務諸表においては、計算書類との単一性を重視する立場から当該修正後発事象は、開示後発事象に準じて取り扱うものとされています(「後発事象に関する監査上の取扱」監査・保証実務委員会報告第76号)。後発事象会計基準等においても、この取扱いは踏襲されています(後発事象適用指針第5項)。

¹³ なお、この場合でも連結決算に国際会計基準(IFRS)や米国会計基準を適用している場合は、会計基準に基づき修正後発事象として連結財務諸表に反映します。

¹⁴ あわせて英文による開示を行うことが有用です。

加する方法で作成することになると考えられます。

1.7. 一体開示の課題

Q: 事業報告等と有価証券報告書を一体の書類として作成する一体開示を行う場合、実務上どのような課題及び対応策が考えられますか。

A: 以下のような課題及び対応策が想定されます。

1. 開示書類の変更に伴う課題と対応策

	課題	対応策
①	現状の開示書類(法定開示・任意開示)作成のスケジュールや業務分担の見直しが必要になり移行コストが追加的に発生する。	議決権行使基準日変更を伴う総会后倒しで作業期間を確保することにより、移行初年度の負担を分散することが考えられます。 移行2年目以降は、移行前に比べて総作業時間が削減されることが見込まれます。
②	スケジュール見直しの結果、特定の期間に作業が集中し、株主総会招集通知発送前の作業負荷は増大する懸念がある。	作成書類数が減少することから、作業集中による作業負荷は限定的であることが見込まれます。 また、定時株主総会の議決権行使基準日を変更し、定時株主総会開催時期、株主総会招集通知発送日及び一体書類の電子提供措置開始日を従来よりも遅い日に設定することで、作業の集中を分散させることが可能となります。
③	より詳細な開示情報を含む有価証券報告書を基礎に、会社法のみで開示が要請されている記載を追加するという方法で一体書類を作成する場合には、会社法の開示書類の事業報告の様式が変わることから、移行時の説明が必要と考えられる。	移行時において、会社法の開示事項について、注釈を付ける等の工夫をすることも考えられます。
④	定時株主総会の招集通知及び添付書類の、印刷・発送コストが増加する場合がある。	上場会社等は、電子提供措置をとることを要する反面、事業報告等を含む株主総会参考書類等の書面での提供を行う必要はありません ¹⁵ 。 書面交付請求があった場合には、電子提供措置の対象となる事項を記載した書面(以下「送付書面」)を交付する必要がある。

¹⁵ 会社法第325条の3第1項5号～7号、第325条の4第3項

		りますが ¹⁶ 、多くの事項については、書面による提供を要しない旨を定款で定めることが出来るとされています ¹⁷ 。 なお、EDINET 特例については FAQ2.5 をご確認ください。
2. 有価証券報告書相当部分の作成期限が早くなることに伴う課題		
	課題	対応策
①	現状の定時株主総会日程を所与とすると、一体書類の作成や監査に十分な作業期間が確保できず、会社法の法定期限に開示が合わない懸念がある。	定時株主総会の議決権行使基準日を変更し、定時株主総会開催時期、株主総会招集通知発送日及び一体書類の電子提供措置開始日を従来よりも遅い日に設定することが考えられます。
②	内部統制報告書の提出期限も早くなるため、財務報告に係る内部統制監査の評価・報告スケジュールの見直しが必要になる。	

送付書面への記載の要否(主なもの)¹⁸

	定款の定めにより省略可能な事項
会社が株主総会を招集する場合の決定事項 (会社法298条第1項各号)	省略可能な事項無し
株主総会参考書類	以下を除き全て省略可能 ● 議案 ● 監査役等 ¹⁹ が記載省略に異議を述べたもの
議決権行使書面	省略可能な事項無し
事業報告	以下を除き全て省略可能 ● 当該事業年度における資金調達、設備投資、事業の譲渡、吸収分割、新設分割、他の会社の事業の譲受け、吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継、他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分(重要なものに限る。) ● 重要な親会社及び子会社の状況

¹⁶ 会社法第325条の5第1項、第2項、第325条の3第1項各号

¹⁷ 会社法第325条の5第3項

¹⁸ 金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」(第2回)事務局資料を元に作成

¹⁹ 会社の機関設計に応じ、監査役、監査等委員会又は監査委員会

	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社役員の氏名、会社役員の地位及び担当、役員の報酬等の情報 ● 監査役等が記載省略に異議を述べたもの
計算書類・連結計算書類	全て省略可能

事業報告の記載項目モデルに沿って書面交付請求における送付書面への記載の要否を整理したものの²⁰

	記載を要する 事項	定款の定めがあれば 記載を要しない事項
1. 企業集団の現況に関する事項		
(1) 事業の経過およびその成果		○ ²¹
(2) 設備投資等の状況	○	
(3) 資金調達の状況	○	
(4) 対処すべき課題		○ ²¹
(5) 財産および損益の状況の推移		○
(6) 重要な親会社および子会社の状況	○	
(7) 主要な事業内容		○
(8) 主要な営業所および工場		○
(9) 従業員の状況		○
(10) 主要な借入先		○
(11) その他の記載事項		
① その他企業集団の現況に関する重要な事項		○
② 事業の譲渡、合併等企業再編行為等	○ ²¹	
2. 会社の株式に関する事項		○
3. 会社の新株予約権等に関する事項		○
4. 会社役員に関する事項		
(1) 取締役および監査役の氏名等	○	
(2) 責任限定契約の内容の概要		○
(3) 補償契約の内容の概要		○
(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要		○
(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等	○	

²⁰ 金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」(第2回)事務欲資料を元に作成。事業報告には決まった様式がないため、各社における記載内容によっては、上に挙げた項目以外の項目につき送付書面への記載を要する場合がある。

²¹ 「1. (11) ②事業の譲渡、合併等企業再編行為等」を、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」又は「(4) 対処すべき課題」において記載することも考えられる。この場合、これらの事項は、記載を要することとなる。

	記載を要する 事項	定款の定めがあれば 記載を要しない事項
(6) 社外役員に関する事項		○
5. 会計監査人の状況		○
6. 会社の体制および方針		○

1.8. 開示一本化

Q: 有価証券報告書と事業報告等の「一本化」と「一体開示」の違いは何ですか？
A: 有価証券報告書と事業報告等の「一本化」とは、有価証券報告書を開示した上場会社は事業報告等を作成する義務を負わないとすることを指します。「一本化」には、会社法改正等の関係法令の改正が必要となります。 一方、「一体開示」は、事業報告等及び有価証券報告書の双方に記載しなければならない情報を内容とする1つの書類を作成及び開示するものであり、会社が事業報告等の作成義務自体を負わないものとするものではなく、この点で開示書類の「一本化」とは区別されるものです。

2. 一体開示に関する FAQ

2.1. 一体開示のひな型、記載例

Q: 一体開示を行う場合に参考となるひな形や記載例はありますか？

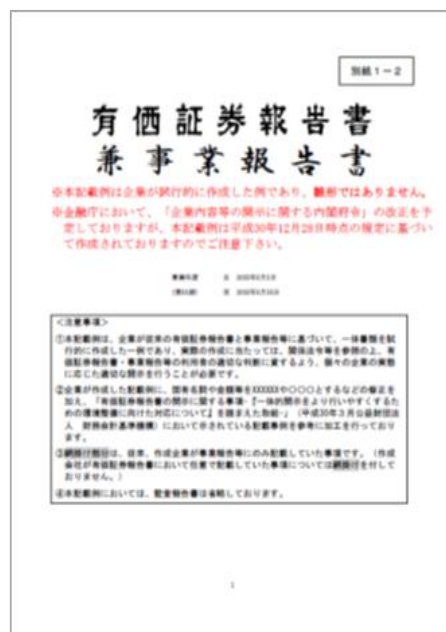
A: 現行法制下で会社法と金商法の両方の要請を満たす一体書類を作成する場合の記載例「有価証券報告書兼事業報告書」が、2018年12月に公表された2018年とりまとめの別紙1-2として公表されています。

なお、本記載例は、2019年1月31日公布・施行の開示府令の改正前の有価証券報告書をモデルに作成されているため、開示府令の改正によって記載が必要になった項目については、追加の必要があります。

【解説】 一体書類の記載例 「有価証券報告書兼事業報告書」

右記は、一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策を、企業及び投資家とともに関連省庁が横断的に検討した中で、当該企業の試行的取組に基づき作成された記載例です。企業が自社の従来の有価証券報告書と事業報告等に基づいて一体書類を試行的に作成し、それを汎用的になるよう個別情報を除いたものです。(*1)

会社法は金商法とは異なり、全ての株式会社に適用されるため、対象となる会社の規模や利害関係者の範囲は様々です^{22,23}。現行法制下で一体書類を作成する場合、一般に、有価証券報告書の記載を基礎に、事業報告等に特有の項目を追加する方法で作成することになると考えられますが、本記載例もその方法により作成されています。



(*1)「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2018年12月28日）「別紙1-2」
<https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181228006/20181228006.html>

²² 事業報告の記載内容に係る会社法施行規則の規定は、金商法の開示府令のように様式の定めもありません。

²³ 会社法上「株式会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(会社法431条)とされ、会社計算規則においても「会社計算規則の用語の解釈および規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」(計算規則3条)と規定されています。そのため計算書類・連結計算書類については、企業会計基準委員会の設定した会計基準等をしん酌して作成します。

2.2. 一体開示を行う場合の開示スケジュール

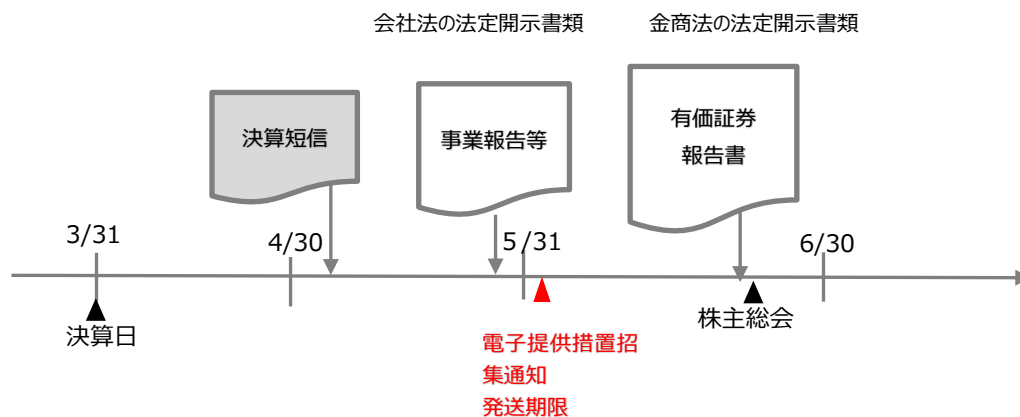
Q: 一体開示を行う場合、開示スケジュールはどのように変わりますか？

A: 一体書類は事業報告等でもあるため、その他の株主総会資料と一緒に遅くとも株主総会の3週間前までに電子提供措置をとる必要があります。

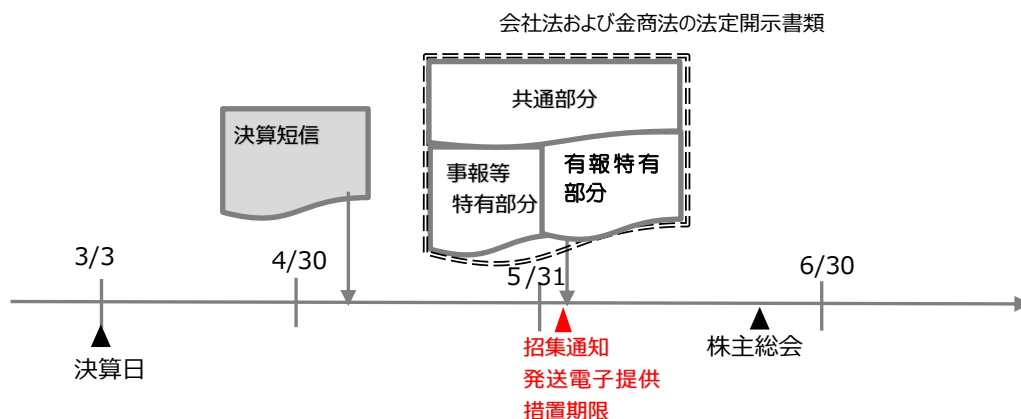
一体開示を行う場合、有価証券報告書相当部分の開示も株主総会前の開示となるため、有価証券報告書の総会前の早期開示につながります。

【解説】 日本の上場企業²⁴の一般的な開示スケジュール

現 状



一体開示(現状の株主総会の日程を所与)のスケジュール)



一体開示を行う場合、その他の株主総会資料と一緒に一体書類を遅くとも株主総会の3週間前までに電子提供措置をとる必要があります。一体書類の一部(有価証券報告書特有の開示項目)については、開示書類の作成期限が現行実務より早くなるため、上記日程に間に合わない、もしくは、一体書類の監査に必要な十分な日程が確保できないケースが想定されます。このような場合には、基準日の変更を含め、株主総会の日程を現状より後ろ倒しにすることが必要になります。

²⁴ 議決権行使の基準日を決算日と定めている3月決算の場合

■株主総会日程²⁵

定時株主総会をいつまでに開催するかについては、会社法上特に定めはありませんが、議決権行使を行う株主の基準日(以下「議決権行使基準日」という)を定めた場合、その3カ月以内に株主総会を開催する²⁶こととなります。日本の実務では議決権行使基準日を以下のように定款で定めている企業が多いため、本FAQでもその前提で以下説明をします。

現行実務：「事業年度末日(決算日)」＝「議決権行使基準日」＝「配当基準日」

株主総会を決算日の3カ月よりも後に開催する場合：決算日 ≠ 議決権行使基準日

■株主総会日程の変更

議決権行使基準日の変更を行うか否かで、以下2つの方法が考えられます。

- ① 議決権行使基準日の変更が不要な範囲で、現行の総会日程を後ろ倒しにする。(3月決算の場合、6月末を限度とし株主総会を後ろ倒し)
- ② 議決権行使基準日を現状より後に変更して、株主総会を後ろ倒しにする²⁷。(3月決算の場合、株主総会を7月～9月に開催)

なお、株主総会における株主の権利行使については、コーポレートガバナンス・コード【原則1-2. 株主総会における権利行使】や【原則1-2】の補充原則1-22①②③²⁸が定められており、株主総会の日程や株主への情報提供(事業報告等の開示)の検討にあたり留意が必要です。

■議決権行使基準日を変更した場合の法人税の申告期限延長の特例

上場企業等が定時株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、平成29年度税制改正により法人税の申告期限の特例が講じられ(法人税法第75条の2第1項)、決算日から3カ月を超えた日に定時株主総会を開催する場合、定時株主総会后(最大で事業年度の経過後6月以内まで)に法人税の確定申告を行うことが可能となりました。

²⁵ 株主総会を開催するにあたっては原則として取締役会の決議に基づき、株主総会の日時及び場所、株主総会の目的である事項(議題)等を定めることとされています(会社法296条3項、298条1項4項)。

²⁶ 会社法124条第2項

²⁷ 会社法上、議決権行使基準日を決算日より後ろに設定すれば、株主総会を現状より後ろ倒しにすることも可能です。欧米では、「決算日」「議決権行使基準日」「配当基準日」は一致しておらず、決算日から株主総会までの期間は4～5カ月となっています。

²⁸ コーポレートガバナンス・コード(株式会社東京証券取引所2021年6月11日)

補充原則1-2①「上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。」

同1-2②「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TNet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。」

同1-2③「上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。」

2.3. 一体開示を行う場合の会計監査人の監査

Q: 一体開示の場合、会計監査人の監査意見は現状実務と同様に、会社法と金商法それぞれで表明されるのでしょうか？

また、一体書類の監査報告書は、現在の様式から変更されるのでしょうか？

A: 会計監査人の監査意見は一体書類に対して表明されますが、会社法と金融商品取引法のそれぞれの枠組みに基づく財務報告に対して、それぞれ監査意見を表明することになります。監査報告書は従前どおり会社法に基づくものと金融商品取引法に基づくものと別個に発行することも、記載をまとめて1通の監査報告書として発行することも可能ですが、会社法が求める財務報告と金融商品取引法が求める財務報告のそれぞれに対し監査意見を表明することとなります。²⁹³⁰

詳細な様式については日本公認会計士協会の公表資料をご確認ください。

【解説】

会社法監査及び金商法監査では、会計監査人の監査対象が以下のように異なります。

	金商法	会社法
監査対象 ³¹	<p>【連結財務諸表】</p> <p>連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、関連する注記及び連結附属明細表</p> <p>【財務諸表】</p> <p>貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書³²、関連する注記及び附属明細表</p>	<p>【連結計算書類】</p> <p>連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表</p> <p>【計算書類及びその附属明細書】</p> <p>貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、これらの附属明細書</p>
根拠規定	<p>金融商品取引法 193 条の 2 第 1 項</p> <p>監査証明府令 1 条</p> <p>財規 1 条</p> <p>連結財規 1 条</p>	<p>会社法 436 条 2 項、444 条第 4 項</p> <p>計算規則 59 条第 1 項、61 条</p>
監査対象年度	<p>2 年</p> <p>当期財務諸表と比較情報としての前期財務諸表</p>	<p>1 年</p>

²⁹ このため、「監査上の主要な検討事項」の記載された監査報告書が、株主総会前に公表されます。

³⁰ 監査意見の表明にあたり、監査証明の法的根拠となる会社法と金商法の条文及び一体開示で作成される財務諸表を対象とする旨は、監査報告書上で並記される予定です。

³¹ 有価証券報告書の非財務情報（連結財務諸表・財務諸表以外の記載部分）や会社法の事業報告及びその附属明細書は、監査人の監査意見の対象ではありませんが、監査人は通読することが求められています（監査基準報告書 720 参照）。

³² 連結財務諸表を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書の作成が必要です。

	当期連結財務諸表と比較情報としての前期連結財務諸表(表示期間が2年)	当事業年度の計算書類、連結計算書類(表示期間が1年の単年度開示) ³³
--	------------------------------------	------------------------------------------------

2.4. 一体開示を行う場合の監査役等の監査

Q: 一体開示を行うと、監査役等³⁴の監査報告³⁵にどのような影響がありますか？

A: 監査役等の職務は、取締役の職務の執行を監査し、報告することであり³⁶、そのために必要な各種の権限・義務が会社法上監査役等に付されています。監査役等の監査対象は取締役の職務執行の全般に及びます³⁷。

株式会社は事業年度の終わりに計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、連結計算書類³⁸を作成し、監査役等の監査を受けることとされ³⁹、監査役等は監査の結果について、監査報告を作成します。監査役等の監査報告には、「監査の方法及びその内容」等、書類ごとに法務省令で定められた内容の記載が要請されます(下記【解説】参照)。「監査の方法及びその内容」の記載にあたっては、各社の監査の実情に合わせて具体的な記載が必要となります。一体開示により、監査の方法や内容に変更があった場合、株主が監査の信頼性を正確に判断できるようにするためにも、当該部分について実施した監査の内容を踏まえた記載となるように、監査報告の記載の見直しの要否について監査役等において検討が必要と考えられます。

【解説】

監査役等は監査を実施し、その結果について監査報告を作成します。

監査報告の内容として記載すべき事項は、対象書類ごとに以下のように定められています。

書類名		監査報告の内容等
①	事業報告及びその附属明細書	施行規則 129 条～131 条
②	計算関係書類 ⁴⁰ 計算書類及びその附属明細書	計算規則 127 条～129 条

³³ 当事業年度の計算書類に併せて、当事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項(以下「過年度事項」という)を参考情報として提供することができます(計算規則 133 条 3 項)。

³⁴ 監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の総称を指します。

³⁵ 監査報告を行う書類を会社法上は「監査報告」としているため当 FAQ2.4 では「監査報告」としています。実務上の「監査報告書」と同一の書類を指します。

³⁶ 会社法 381 条 1 項

³⁷ 公益社団法人日本監査役協会から、有価証券報告書と事業報告等の一体開示を行った場合等の監査役等の対応の在り方について、「有価証券報告書の早期開示及び有価証券報告書と事業報告等の一体開示・一本化に係る意見」が公表されています。

³⁸ 会社法上の大会社であり、有価証券報告書の提出義務を負う会社の場合、連結計算書類の作成も必要です(会社法 444 条 3 項)。

³⁹ 会社法 436 条 1 項・2 項、444 条 4 項

⁴⁰ 計算関係書類には、これ以外に「成立の日における貸借対照表」「臨時計算書類」がある(計算規則 2 条 3 項 3 号)。

	連結計算書類	
--	--------	--

上記①と②の監査報告の内容は、それぞれ異なる法務省令で定められていますが、様式については特に規定がないため、全てを一つの書類として作成することも、①②を区分して作成することも可能です。有価証券報告書を提出している企業では、全てまとめて一つの書類として監査報告を作成する実務⁴¹が多くみられます。監査役会設置会社では各監査役の監査報告に基づいて監査役会監査報告を作成する必要があります。監査役会監査の監査報告書の内容は、監査役の多数決で決定します⁴²。

2.5. 株主総会資料の電子提供制度における一体開示

Q: 上場会社等については、株主総会資料(株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告等など、取締役が株主総会の招集の通知に際して株主に対して提供しなければならない資料)を電子提供することが義務付けられています。一体開示を行う場合には、どのような影響がありますか？

A: 一体開示の導入を検討する際には、一体書類(「有価証券報告書兼事業報告書」)を事業報告等として遅くとも定時株主総会の3週間前までに電子提供措置をとることが考えられます。

効率化のため、EDINET 特例(電子提供措置開始日までに電子提供措置事項を記載した有価証券報告書を、EDINET を使用して提出した場合、事業報告等の電子提供措置を改めてとることを要しない特例措置⁴³)を利用し、電子提供措置開始日 までに一体書類(「有価証券報告書兼事業報告書」)をその他の株主総会資料と一緒に EDINET で提出することも考えられます。

株主から事前に書面交付の請求があった場合には、一体書類を事業報告等として、その他の電子提供措置事項を記載した書面と一緒に交付することになると考えられます。ただし、定款で定めることにより、提供すべき事項の一部について、交付書面への記載を省略することが出来ることから、一体開示の導入を検討する際に、併せて交付書面への記載事項の省略に関する定款変更についても検討することが考えられます。

この他、業務分担や開示書類作成や監査の日程の見直しを全社的に行うことが有用です。

【解説】

⁴¹ 公益社団法人日本監査役協会から、監査役又は監査役会が会社法に定める監査報告を作成する際の参考として、監査報告の様式、用語等を示した「監査報告のひな型について」が公表されています。

⁴² 会社法 393 条 1 項

⁴³ 会社法第325条の3第3項

電子提供措置をとる場合、事前に書面交付を希望した株主に対してのみ、事業報告等の内容を記載した書面を交付すれば足り⁴⁴、印刷・発送の準備期間の短縮化による一体書類の作成期間が確保され、また、関連コストが削減されます。原則ウェブサイトでの開示になることで、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料を株主に提供することが期待されます。また、有価証券報告書の提出会社が電子提供措置開始日⁴⁵までに一体書類（「有価証券報告書兼事業報告書」）をEDINETで提出した場合、事業報告等の電子提供措置事項について、改めて電子提供措置を取らないことが可能です。

■株主総会資料の電子提供制度

株主総会資料の電子提供制度とは、定款の定めに基づき、取締役が株主総会資料の内容である情報を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集通知に記載して通知⁴⁶した場合には、株主の個別の承諾を得ていなくても、取締役は株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする制度です。上場会社等については、電子提供措置を取る旨を定款で定めなければならない、電子提供措置が義務付けられています⁴⁷。電子提供制度では、株主総会資料は電子提供措置開始日までにウェブサイトで開示することとされ、事業報告等の印刷や株主への発送が原則として不要になります。

■EDINETを使用して有価証券報告書を提出した場合の特例措置

有価証券報告書提出会社が電子提供措置開始日までに電子提供措置事項を記載した有価証券報告書をEDINETを使用して提出した場合、株主に対する電子提供措置を改めてとることを要しないという特例です。

2.6. 一体開示の実施企業

Q: 実際に一体開示を行っている上場企業はありますか？

A: 現時点で一体開示を実際に行っている上場企業はありませんが、2026年3月期以降に一体開示の適用を検討中の企業があります。

【解説】

2025年3月に金融担当大臣から発出された株主総会前の適切な情報提供に関する要請により、株主総会前に有価証券報告書を提出する企業が増えつつあることから、今後、一体開示による開

⁴⁴ 株主総会資料の書面交付を希望する株主は、議決権行使基準日までに請求を行う必要があり、請求を受けた取締役は、招集通知と一緒に書面を発送する必要があります（会社法325条の5第1項・2項）。

⁴⁵ 電子提供措置開始日とは、株主総会の日の3週間前の日または招集通知を発送した日のいずれか早い日をいいます。上場会社は、株主総会の日の3週間前よりも早期に、電子提供措置をとることが求められています（有価証券上場規定施行規則第437条第3号）。

⁴⁶ 電子提供制度施行後も、株主総会招集通知（アクセス通知）は、2週間前までに株主に発送する必要があります。

⁴⁷ 社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項

示を行う企業も増加する可能性があります。

一体開示(有価証券報告書の株主総会前開示を含む)を推進するため、金融庁、法務省、経済産業省等の関係省庁、東京証券取引所・信託協会・公認会計士協会・証券アナリスト協会等の市場関係者等による支援⁴⁸が行われています。

2.7. 一体開示のとりやめ

Q: 一体開示を始めた後、それ以降の事業年度に一体開示を取りやめてもとの開示(法定開示書類を別々に作成し開示する)に戻すことは可能ですか？

A: 可能です。

一体的開示及び一体開示は、企業が選択可能な任意の取組であり、記載の共通化・合理化をどこまで行うか、開示のタイミング(開示を同時に行うか否か)については、企業がその判断に応じて決定することができます。よって一体開示を始めた後に、もとの開示(法定開示書類を別々に作成し開示する)に戻すことも法律上は問題ありません。

⁴⁸ 金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示について」
<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>

3. 参考

3.1. 一体的開示に関する関係省庁のこれまでの議論

一体的開示を行いやすくするための取組は、コーポレートガバナンス改革の具体的な取組の一環として行われてきました。「日本再興戦略 改訂 2014」では、「コーポレートガバナンス・コードの策定」と「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の促進」が具体的な施策として掲げられました。関係省庁等による一体的開示に関するこれまでの議論は、以下のような経緯をたどっています。

施策・報告書等	会議体(省庁等)	時期
日本再興戦略改訂 2014	日本経済再生本部(内閣官房)	2014年6月
持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書	持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会(経済産業省)	2015年4月
日本再興戦略改訂 2015	日本経済再生本部(内閣官房)	2015年6月
開示・監査制度の在り方に関する提言 一会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察一	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム(日本公認会計士協会)	2015年11月
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ー建設的な対話の促進に向けてー」	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(金融庁)	2016年4月
産業競争力会議実行実現点検会合(第41回)小林会長発表	日本経済再生本部(内閣官房)	2016年4月
日本再興戦略 2016	日本経済再生本部(内閣官房)	2016年6月
未来投資戦略 2017	日本経済再生本部(内閣官房)	2017年6月
事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム(日本公認会計士協会)	2017年8月
事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について [2017年とりまとめ 次頁参照]	(内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省)	2017年12月
一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について	(金融庁・法務省)	2017年12月
未来投資戦略 2018	日本経済再生本部(内閣官房)	2018年6月
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー資本市場における好循環の実現に向けてー」	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(金融庁)	2018年6月
事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の取組の支援について [2018年とりまとめ 次頁参照]	((内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省)	2018年12月

会社法の一部を改正する法律が公布され、株主総会招集通知資料の電子提供措置、EDINET 特例等を規定	法務省	2019年12月
「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について [次頁参照]	有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会(金融庁)	2025年6月

3.2. 関係省庁による環境の整備や取組の状況

日本では会社法に基づく事業報告等と、金商法に基づく有価証券報告書という二つの法定開示が要請されていますが、制度上両者を一体の書類として作成し、株主総会前に開示することも可能です。しかし、類似項目に関する両制度間の規定ぶりの相違やひな型の相違等により、実務レベルで効率的かつ安心して一つの書類で開示することができる環境が十分に醸成されているとは言い難いという企業側からの指摘がなされていました。この現状のもと、諸外国と同様、一体の書類又は二つの書類の段階的もしくは同時提出のいずれの方法による開示も容易に行うこと(すなわち事業報告等と有価証券報告書の一体的開示)をより行いやすくするための環境整備を行うことが求められていました。

① 2017年とりまとめ

「未来投資戦略 2017」(2017年6月9日閣議決定)で掲げられた、中長期的な企業価値の向上を促すための施策の一つである「2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現」に向けて、内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省(以下「関係省庁」という)は、一体的開示をより容易とするため、制度・関係省庁横断的な検討し下記を公表しました。

- 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2017年12月28日)
 - 開示書類間で類似・関連する項目について可能な範囲で共通化を図る対応方針(2017年度中を目途として共通化する15項目の内容)が示されました。

2017年とりまとめに関連し、以下のような環境整備もあわせて行われています。

- 「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」(金融庁・法務省 2017年12月28日)が公表され、共通化にあたり企業側から疑問等の指摘があった15項目に対する対応方針が示されました。
- 「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組」(公益財団法人財務会計基準機構(FASF)2018年3月30日)が公表され、企業が15項目について共通化を行う場合の、有価証券報告書のひ

な型が公表されています。

- 当該ひな形については、金融庁と法務省連名で同日に公表された『『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について』において、関係法令の解釈上問題ないものと考えられるという、法令解釈が示されています。
- 法令の改正を要するものについては、必要な手当が行われています。

② 2018年とりまとめ

一体的開示を行おうとする企業の試行的取組を支援するための方策を、企業及び投資家の協力を得て、関係省庁において検討し下記を公表しました。

- 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」
(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省 2018年12月28日)
 - 検討の中で、当該企業の試行的取組に基づき一体的開示の記載例が作成されました。今後、一体的開示を行おうとする企業が参考にできるものとして有益であると考えられるため、一体的開示の記載例及び一体書類作成スケジュール等が具体的に示されました。

③ 有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会(金融庁)

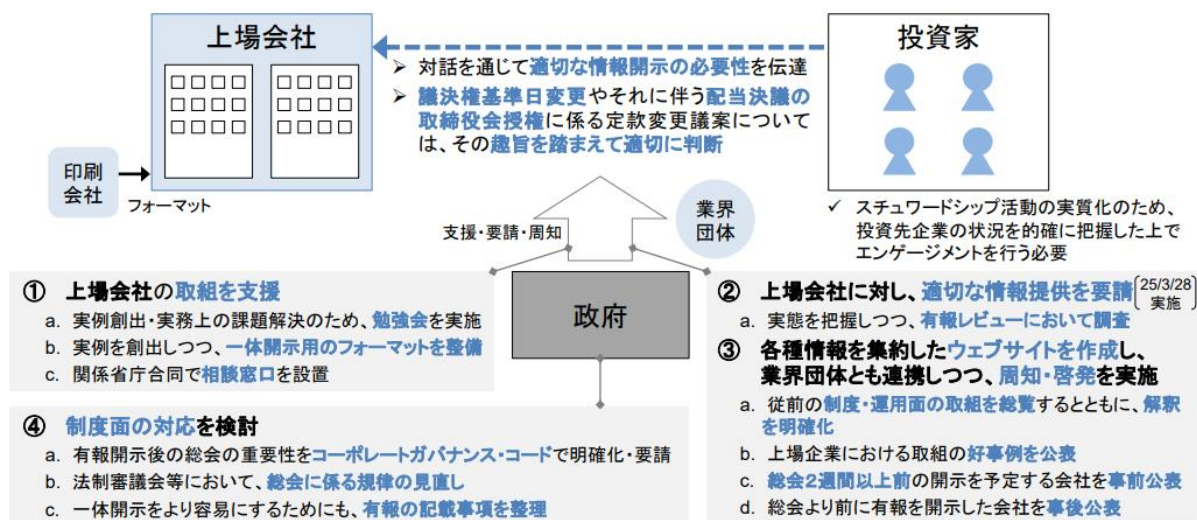
有価証券報告書の定時株主総会前開示・一体開示を促進するための取組について公表されました。

取組項目

- 上場会社の取組を支援
- 上場会社に対し、適切な情報提供を要請
- 各種情報を集約したウェブサイトを作成し、業界団体とも連携しつつ、周知・啓発を実施
- 制度面の対応を検討

「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について

- 投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てるためには、有報の開示は、総会の招集通知と同時期であり、**一体開示が可能となる総会3週間以上前が最も望ましい**。
- その実現のためには、**株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**であることから、本年3月28日に金融担当大臣より「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を发出し、**取組の第一歩として、本年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請**。
- 今後、要請を受けた企業の対応状況を把握しつつ、**総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有報開示(有報開示後の総会)**を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。



- ④ 一体開示(有価証券報告書の株主総会前開示を含む)に関連する会社法改正議論
有価証券報告書と事業報告書等の一本化を含めた、企業の開示実務の合理化・効率化に向けた環境整備のための規律の見直しが開始されています。今後、これらの検討項目についての会社法改正の有無について、留意が必要となります。

検討項目

- 書面交付請求制度の見直し
- 有価証券報告書と事業報告等の一本化